

# 自治区加入のご案内

このたびは、ようこそ下古屋自治区にお越しくございました。

これから先、同じ自治区住民として末長くお付き合いいただくため、自治区に加入して頂きたいと思えます。

ここに豊田市が考えている自治区と下古屋自治区の概要をお知らせします。

## 1. 豊田市の考え

### <基本的事項>

人が日常生活を送るうえで、潤いがあり楽しいものにしていくには、隣近所の方々と仲睦まじく助け合って暮らすのが一番良い方法であると考えます。

勤労者であれば、いつか必ず定年を迎え職場から地域へ戻ることになります。

また、子どもやお年寄りには行動範囲が狭く、自治区内でのつながりが一番多いといってもよいでしょう。

このように、好むと好まざるに関わらず地域の方々と接して生活を送ることになります。

自治区組織に加入され有意義な毎日をご過ごしていただきたいと思えます。

## 2. 下古屋自治区の概要

### ①基本的事項

下古屋自治区の基本方針は「地域における人と人のつながりを大切にして、安全で安心できる住みよいまちづくりの推進とふれあい、ぬくもりのある自治区を目指して取り組む。」です。

一致協力して、他に誇れる自治区にしましょう。

### ②主な事業や活動

1) 楽しく暮らすための各種のふれあい活動を数多く実施しています。

6月 マレットゴルフ大会

8月 夏祭り盆踊り

9月 敬老の日記念事業

11月 区民大運動会

※この他に、子ども会、ジュニアクラブ、高齢者クラブ(松栄会)、

まちづくり委員会の主催する事業、年行司が主催する伝承行事もあります。

2) お互いが協力し、助け合う事業も実施しています。

6月 春の環境美化活動

9月 秋の環境美化活動

毎月 資源ごみ立哨活動

毎月 下古屋まもり隊活動(下校時の見守り立哨活動)

随時 自治区内防犯灯の点検

※上記活動中における事故等の傷害見舞金制度が整っています。

### 3. 区民の負担金等

- ・自治区内に家屋を新築あるいは取得（分譲マンションの取得を含む）した方は、自治区への加入時に、自治区加入金 3万円をお支払いください。  
但し、既に自治区にお住まいの方が家屋を新築した場合は、1万円です。

＜下古屋自治区運営細則＞

第6条 他の自治区より転入して自治区内に家屋を新築して居住し、新たに区民となる者並びに自治区内で新たに事業所を構える者は、前条の(1)に定める自治区加入金として金参万円也を自治区へ納入するものとする。

2 自治区内に居住していた者が、自治区内に家屋を新築した場合は、金壹万円を自治区へ納入するものとする。

3 この自治区加入金は、特別会計として管理する。

- ・区費は年額 1万円で、年2回に分けてお支払い頂きます。  
但し、賃貸集合住宅の母子世帯・独身世帯は、年額 4千円です。  
また、高齢者単独世帯、生活保護世帯などは、免除となります。  
\*詳しくは、別添の「区費について」をご参照ください。
- ・組長は一年交代で、組内での持ち回りで担当していただきます。
- ・なお、あなたのお住まいの組は、組長、区長あるいは公民館事務所にお尋ねください。

### 4. 下古屋防災住民台帳の提出

- ・新たに区民になられた方は、下古屋防災住民台帳を組長にご提出ください。
- ・この防災住民台帳は、下古屋自治区民の管理台帳として、区費算定、防災等の救護・援護・安否確認に利用し、この目的以外には利用しません。
- ・なお、家族に移動・変更が生じた場合は組長を通じ速やかに再提出してください。

### 5. 下古屋公民館

- ・住所：豊田市四郷町六反田 8 1 - 4
- ・電話番号：0565-45-4027（FAXも同番号）
- ・事務所開設日時：毎週 火曜日と金曜日 9：30～12：30

### 6. 自治区ホームページ

<http://www.geocities.jp/sitagoya/>

### 7. メール連絡網

別添の「メール連絡網への登録のお願い」をご参照ください。

